$\bigcirc$ 銀行 法 施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、 第十四条第二項及び

第四 項、 第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、 合算関連法人等から

除 かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件(平成二十六年金融庁告示第五十一号)

次 0 表により、 改正 前 欄 に 掲 げる規定の 傍線を付 した部分をこれに対応する改正 後欄 に掲げる う規定の の傍

線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [ ]の記載は注記である。
	三 [略]
項に規定する長期決済期間取引派生商品取引」という。)及び自己資本比率告示第七十九条第二	項に規定する長期決済期間取引派生商品取引」という。)及び自己資本比率告示第七十九条第四
プションその他の派生商品取引(第七条第一項第六号において「	プションその他の派生商品取引(第七条第一項第六号において「
二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オ	二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オ
一 [同上]	一 [略]
	は、次に掲げる取引とする。
第三条 [同上]	第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるもの
(債務の保証以外のオフ・バランス取引)	(債務の保証以外のオフ・バランス取引)
改正前	改正後

信用· 金 庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信 用金庫: 法施行規則第百十三条の五第二項、 第百· 十匹

 $\bigcirc$ 

条第二項及び第四項、 第百十五条第一 項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、 合算関 連 法

人等から除かれる者として金融庁長官が定め る者等を定める件(平成二十六年金融庁告示第五 + 五. 号)

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改正 前 欄 に 掲 げげ る規定の 傍線を付 した部分をこれに対応する改正 一後欄 に掲げ る規定の傍

線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
	三 [略]
定する長期決済期間取引	定する長期決済期間取引
品取引」という。) 及び自己資本比率告示第七十三条第二項に規	品取引」という。)及び自己資本比率告示第七十三条第四項に規
プションその他の派生商品取引(第七条第六号において「派生商	プションその他の派生商品取引(第七条第六号において「派生商
二 自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オ	二 自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オ
一 [同上]	一 [略]
	は、次に掲げる取引とする。
第三条 [同上]	第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるもの
(債務の保証以外のオフ・バランス取引)	(債務の保証以外のオフ・バランス取引)
改正前	改正後

協 同 組合による金融 事 業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに 協 同 組合による金融事 業 に関

 $\bigcirc$ 

する法律施行 規則第五 十条の四第二 項、 第五 十一条第二項及び第四項、 第五十二条第 項並びに 第五 +应

条第一号及び第二号の 規定に基づき、 合算関連法 人等から除 かれる者として金融庁長官が定める者等を定

める件(平成二十六年金融庁告示第五十七号)

次の表により、 改正 前 欄 に 掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄 に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

備考 表中の[ ]の記載は注記である。	(債務の保証以外のオフ・バランス取引) 三 [略] 三 [ [8] 三 [ 8] 三 [ 8]	改 正 後
	第四項に規定す 取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定す 取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定す 取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定す る長期決済期間取引 三 [同上]	改正前